

# 日本の「食」の未来～農水産物の食品安全衛生をめぐる諸問題について



弁護士知財ネット 農水法務支援チーム  
弁護士・弁理士 早川 尚志

## 第1 はじめに

日本の「食」（農業・畜産業・水産業）を支えてきた農家、漁家においては、高齢化と後継者不在により、その業としての存続性が危機に瀕していることが認識されて久しい。

すなわち、平成29年の農家人口は、437万5000人、そのうち65歳以上の高齢者が182万3000人（農家人口の41.7%）を占めている。同年の日本の総人口における65歳以上の高齢者割合は27.4%であり、農家において、日本の全体的傾向よりも、高齢化が進んでいることになる。また、平成22年の農家人口が対総人口比5.1%であったのに対し、平成29年の上記農家人口は総人口比3.5%である。つまり、農家は減少し、かつ高齢化が急速に進んでいる<sup>1</sup>。

また、畜産業の例では、酪農家の平均年齢は55.2才で、高齢化や後継者不足などを理由として毎年およそ1000戸の酪農家が経営を中止している<sup>2</sup>。

これは、漁業においても同様であり、やや古い数字であるが、平成22年の段階で、漁村の高齢化率は32.2%であり、同年の総人口高齢化率は23.1%である<sup>3</sup>。

このような将来に対する産業の持続可能性が大いに懸念がある一方で、「日本酒」「国産ワイン」「米」「果物類」をはじめ、日本の農水産物ないしその加工品は、海外で高い評価を受けており、「ジャパンプランド」として成長する可能性を秘めている。政府は日本の農産物の輸出を2019年に1兆円にすることを目標としており、「ジャパンプランド」をもって海外展開をすることに日本の農漁業の将来を見出そうとしている。

このような成長可能性こそが、農畜産漁業（以下まとめて「農水産業」という）に携わる人材を将来に渡って確保し、日本の「食」の将来を保障してくれるのではないだろうか。

「ジャパンプランド」というブランディングを考える際に、高品質のもの、付加価値のあるものを生産しようとするのは当然である。しかし、農水産物は、「食」に関わるものであり、「食品の安全」という見えないが、根元的な価値と切っても切り離すことができず、別途、食品安全衛生についてのミニマムスタンダード（「信頼できる食品であること」）をクリアしなければならない。

1 農林水産省「農村の現状に関する統計」<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/12.html>

2 独立法人農畜産業振興機構「酪農をめぐる現状について」：[https://www.alic.go.jp/koho/kikaku03\\_000601.html](https://www.alic.go.jp/koho/kikaku03_000601.html)

3 水産庁「平成22年度 水産白書」[http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h22\\_h/trend/1/tl\\_2\\_4\\_1.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h22_h/trend/1/tl_2_4_1.html)

「食品の安全」として、まず頭に浮かぶものが、輸出入の際に国家が行う検疫である。また、日本の国内の農林水産物規格であるJAS規格もすぐ思い至る。しかし、農水産物の国際的な流通ではそれに加え、需要者、ないし販売業者の求めに応じ、その他にもクリアしなければならないミニマムスタンダードが存在する。その代表的な例が「GAP」「HACCP」である。前者については、東京オリンピックの選手村に納品される農水産物について、GAP認証が必要という新聞報道をご記憶されている方もいらっしゃると思う。

筆者がこの分野の調査を始めた際、規格が多数存在していることにひどく混乱し、その規格間の関係を理解することに非常に苦労した。それは、「GAP」「HACCP」の適用範囲がクロスオーバーしている場合があること、JAS規格のような国内の食品規格との関連性の有無がわからなかったこと、認証する民間第三者機関が複数あること、かつ、特定の小売業者が要求する、「GAP」「HACCP」を包摂するような規格が存在していることが主たる原因である。

本稿では、この問題について、ほんの「さわり」ではあるが、論じてみたい。

## 第2 GAP (Good Agricultural Practice)

### 1. 「GAP」とは

「GAP」(Good Agricultural Practice) とは、農水産業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みである。「GAPをする」ことにより、適正な農水産業経営管理が確立し、従業員の責任感・自主性の向上や生産・販売計画の立てやすさ、資材の不良在庫の削減等を実現できるとされている。そして民間の第三者機関によりGAPが正しく実施されていることを確認した証明が「GAP認証」である。

近年、

- ① 流通過程の不透明化（フードチェーンのグローバル化、複雑化）
- ② 環境破壊の進行（世界的な人口増加に伴う食糧不足）
- ③ 社会問題（奴隷制度、児童労働）
- ④ 消費者に問題が「見える化」（情報伝達手段の発達に伴い、情報の伝達が迅速化）
- ⑤ 高品質商品へのニーズ（生活水準の向上、ニーズの多様化）

を背景に、消費者の食品に対する不信・不安が拡大し、それゆえ、消費者が安心、信頼できる商品へのニーズが高まっており、「GAP認証」は食品安全、環境保全、労働安全、人権保護という食品の「見えない価値」を「見える化」することで取引の際の信頼確保に繋げようとするものである。

### 2. 「GAPをする」と「GAP認証」との違い

まず、意識されるべきは、「GAP」は実施するもの、「GAP認証」は取得されるものということである。すなわち、「GAP認証」をとらなくとも、「GAPをする」、すなわち、農水産業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みをすることは可能である。「GAPをする」ことの具体的項目としての「GAP認証」のリストに挙げられている項目は、たとえば「農薬を使うときは使用基準を守る」「(異物混入などを防止するために) 倉庫には鍵をかける」「使った機械は洗う」など、当たり前といえれば当たり前のことばかりなのである。事実、地方自治体ないし農協独自の「GAP」も存在しているが、これらは「GAP認証」の仕組みを持っていない。しかし、この場合、消費者において、ある生産物が「GAPをする」生産者によって生産されたものか、安心を得ることができない。